

第七十五回
国会

参議院文教委員會會議録第十号

昭和五十年五月二十九日(木曜日)

午前十一時九分開会

委員の異動

五月十五日

最上 進君

中村 登美君

五月十六日

町村 金五君

安井 謙君

補欠選任

町村 金五君

安井 謙君

補欠選任

最上 進君

中村 登美君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

内藤 三郎君

有田 一寿君

久保田 藤君

久保 亘君

加藤 進君

委員

山東 昭子君

志村 愛子君

高橋 普富君

中村 登美君

藤井 丙午君

宮田 輝君

最上 進君

秋山 長造君

粕谷 照美君

鈴木 美枝子君

内田 善利君

矢原 秀男君

衆議院議員

文教委員長代理
理事

河野 洋平君

國務大臣

文部大臣

永井 道雄君

政府委員

文部大臣官房長

清水 成之君

文部省管理局長

今村 武俊君

文化庁長官

安達 健二君

文化庁次長

内山 正君

事務局側

常任委員会専門員

瀧 嘉衛君

本日の會議に付した案件

○昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○文化財保護法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(内藤三郎君) ただいまから文教委員會を開会いたします。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。永井文部大臣。

○國務大臣(永井道雄君) このたび政府から提出いたしました昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合は、昭和二十九年一月に、私立学校の教職員の福利厚生を図る目的のもとに、私立学校教職員共済組合法により設立されたものであります。

給付については、国立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことをたてまえとし、逐次改善が進められ、現在に至っております。

今回は、昭和四十九年度に引き続き、国立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行うため、この法律案を提出することといたしましたのであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額を、国立学校の教職員の年金の額の改定に準じ、昭和四十八年度以前の退職者について昭和五十年八月分から二・九・三増額することとし、さらに昭和四十四年度以前の退職者については、昭和五十一年一月分から退職年度に応じ六・八増額を限度として増額することといたしております。

また、これに伴い、旧私学恩給財団の年金についても相応の引き上げを行うことといたしております。

第二に、既裁定の退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を、国立学校の教職員の既裁定年金の最低保障額の引き上げに準じ、昭和五十年八月分から引き上げることといたしております。

第三に、標準給与の月額の上限を国立学校の教職員の掛金等の算定の基礎となる限度額の引き上げに準じ、二十四万五千円から三十一万円に引き上げるとともに、下限についても三万九千円から五万二千円に引き上げることといたしております。

最後に、この法律の施行日につきましては、他の共済制度の例にならって、昭和五十年八月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

なお、私立学校教職員共済組合法は、給付関係の規定については、国家公務員共済組合法の關係規定を準用することといたしておりますので、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案が成立いたしますと、廃疾年金受給権の消滅時期の延長につきまして、私立学校教職員共済組合の給付についても同様に措置されることとなりますので申し添えます。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいと申し上げます。

○委員長(内藤三郎君) 本案に対する質疑は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(内藤三郎君) 次に、文化財保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者から趣旨説明を聴取いたします。衆議院文教委員長代理理事河野洋平君。

○衆議院議員(河野洋平君) ただいま議題となりました文化財保護法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

御承知のとおり、昭和二十五年議員提案による画期的な文化立法として文化財保護法が制定されました以来、わが国の文化財保護行政は、その法的基盤の上に多大な成果を上げてまいりました。

しかし、同法は昭和二十九年に無形文化財、民俗資料の指定制度等について一部改正が行われた以後は二十一年間実質的な改正は行われず今日に

至っているものであります。

一方、わが国の高度経済成長に伴う社会経済情勢の急激な変化や、文化財に係る開発事業等の増加に伴い、文化財保護に関して種々の問題が提起されてまいりました。

行政当局においても、国民一般の協力により文化財保護に努力されているところでありますが、現行法では今日の時代の要請にそぐわない面もあり、また、法的に不備な点も出てまいりましたので、これらの点について関係各方面から法改正を強く要望されているところであります。

よって、この際、埋蔵文化財保護制度の整備を初めとし、文化財保護のより一層の充実を図るため所要の改正を行うことは急務であると考えまして、本法律案を提案した次第であります。

次に、本案の主な内容について概略を御説明いたします。

まず、第一は、文化財の定義を整備することです。すなわち、有形文化財の定義の中に、建造物その他の有形の文化財の所産と一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含むこととし、現行法上では必ずしも明確でなかった学術上価値の高い歴史資料を明記することなどの措置を講じ、その拡充を図ることにしております。

第二は、重要文化財に関する制度の整備であります。重要文化財の現状変更の許可制は、これを拡充し、拓本、形どり等重要文化財の保存に影響を及ぼす行為を加えることとし、新たに、これらの不許可等の場合の損失補償の規定を設けることとするほか、従来、とかく不明瞭でありました管理団体である地方公共団体等の指定物件の買い取り補助について根拠規定を設けることにいたしております。

なお、重要無形文化財の指定については、新たに、保持団体を認定することができることとしております。

第三は、民俗文化財の保護制度の確立であります。すなわち、現行の民俗資料の名称を民俗文化財と改め、民俗芸能をこの中に位置づけるとともに、

に、新たに、無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財として指定できるようにし、現行の重要無形文化財に準ずる保護措置をとることにいたしました。そのほか、民俗芸能や民俗的行事等が衰亡のおそれのあるものの保護のための法的措置の強化を図っております。

第四は、埋蔵文化財の保護制度の整備充実を図ることです。

すなわち、その一は、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に伴う発掘行為の届け出等についての規定を整備強化することです。現行法におきましては、発掘行為の届け出期間は、当該行為の着手する日の三十日前となっておりませんが、この期間では十分な事務処理ができないおそれもありますので、この期間を六十日前に改めることにいたしております。

なお、従来、公社、公団等の発掘行為につきましては、覚書により、開発事業に際して事実上の事前協議を行ってきたところでありましたが、今後、新たに、これを制度化し、国の機関等が周知の埋蔵文化財包蔵地において発掘行為を行う場合には、事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官に通知する義務があるものとし、必要のある場合には協議を行わなければならない旨を規定いたしました。また、周知の埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図るため、国及び地方公共団体は必要な措置の実施に努めなければならない旨並びに地方公共団体に対する国の助成を含む援助の措置について規定いたしました。

その二としては、埋蔵文化財の性格上、工事に着手した後発見される場合が見られますので、現行の遺跡の発見に関する届け出等の規定を改正し、その整備強化を図ることであります。すなわち、土地の所有者等が遺跡と認められるものを発見した場合に、現状を変更することなく、遅滞なく届け出る義務があるものとし、新たに、当該届け出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、保護のため調査を必要とするときは、三カ月を超えない期間及び区域を定めて現状変更行為の停止ま

たは禁止を命ずることができるよう規定を設け、この場合引き続いて調査する必要があるときは、一回に限り、その前後の期間を通算し、六カ月を超えない範囲でその期間を延長することができるといたしました。なお、この期間につきましては、調査体制の整備状況等を考慮し、附則におきまして、本法施行後五年間は当初の停止命令等の期間につきましては六カ月、前後を通算する期間については九カ月とするにしております。また、遺跡発見の届け出がなかったときも停止命令等の措置が行えることとするともに、停止命令等によって損失を受けた者に対して損失を補償する旨を規定するほか、国の機関等に関する特例を設け、文化庁長官への通知義務及び必要のある場合の協議義務の規定を設ける等所要の整備を行い、その保護に万全を期しております。

これらのほか、埋蔵文化財の発掘調査については、歴史上または学術上価値が特に高く、かつ、調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められるものを除き、地方公共団体がこれを行うことができることとしておりますが、その場合、地方公共団体は事業者に対しては協力を求めることができることにいたしております。また、その発掘経費の一部を国は補助することとができる規定を設けるなどの法的整備を行い、速やかに発掘調査が行える措置をとっております。

第五は、史跡名勝天然記念物に関し、その現状変更等の不許可等により損失を受けた者に対する損失補償の規定及び管理団体である地方公共団体等が土地または建造物等の当該指定物件を買い取る場合、その経費の一部を国は補助することができるとなどの規定を設け、現行法の不備な点を補い、史跡名勝天然記念物の保護制度のより一層の充実を図ることにいたしております。

第六は、新たに、文化財として伝統的建造物群を定義づけることとし、一章を設けて、伝統的建造物群保存地区制度を確立したこととあります。今日、関係市町村において、独自の措置として

条例により、いわゆる町並みや集落の保存の措置をとられているところでありましたが、国としても積極的に関与する地区の保存措置を講ずる必要があると考え、その法的措置として、市町村は条例等により伝統的建造物群保存地区を定めることができる旨の規定を設け、そのうち、価値の高いものを文部大臣は、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができることにいたしました。

なお、同選定地区の管理、修理、修景及び復旧に要する経費の一部を、国は補助することができるよう所要の規定を設け、由緒ある町並みや集落の保存を推進することにいたしております。

第七は、新たに、一章を設け、文化財保存技術の保護制度を確立することとあります。今日、宮大工、楽器師及び表具師など文化財の保存修理のために欠くことのできない専門職の方々は、年々減少する一方でありまして、これら文化財の保存に欠くことのできない伝統的技術または技能のうち、保存の措置を講ずる必要があるものを文部大臣は、選定保存技術として選定する制度を設け、後継者の養成等その保存についての必要な援助措置について所要の規定を設けることとしております。

第八は、地方公共団体の文化財保護行政の整備充実であります。現行法におきましては、地方公共団体の文化財関係職員の規定は、都道府県教育委員会に文化財専門委員を置くことができるとする一条のみでありまして、これを改正し、都道府県教育委員会に都道府県文化財保護審議会を置くことができることとし、その任務等について規定することにしております。また、昭和四十九年度から予算補助を行ってまいりました文化財保護指導員につきましては、これを新たに、文化財保護指導委員として、置くことができる職員とするともに、その任務等を規定し法的な根拠を与えることにいたしております。

そのほか、管理団体である地方公共団体の国有文化財の無償使用及び地方債について国は適切な配慮を行うことなど所要の規定を整備し、地方公

共団体の文化財保護体制の強化を図っております。

以上のほか、罰則について整備強化を図るとともに所要の規定の整備を行っております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三ヶ月を経過した日から施行することとしたしております。

以上が本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

なお、本法律案は、衆議院文教委員会に設置されました文化財保護に関する小委員会において、十数回にわたり慎重な検討を重ね、各党の意見を十分に調整した結果、文教委員会提出法律案としたものであります。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長内藤三郎君 本案に対する質疑は後日に譲りたいと存じます。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十四分散会

五月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立大学学費値上げ反対、私学への大幅公費助成等に関する請願（第四一八四号）

一、大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願（第四一八五号）

一、私立学校補助金の適正配分に関する請願（第四一八六号）

一、私立学校の振興助成に関する法律制定の促進に関する請願（第四一八七号）（第四一九〇号）
一、司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化等に関する請願（第四一八八号）（第四一九九号）（第四一九四号）

第四一八四号 昭和五十年四月二十五日受理

国立大学学費値上げ反対、私学への大幅公費助成等に関する請願

請願者 北海道室蘭市知利別一ノ二ノ一

三 佐々木留里子外千八十名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第四一八五号 昭和五十年四月二十五日受理

大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願

請願者 愛知県東海市富木島町新長口一ノ

九二 小笠原友得外六千名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第四一八六号 昭和五十年四月二十五日受理

私立学校補助金の適正配分に関する請願

請願者 東京都世田谷区桜二ノ一八ノ一八

和光学園公費助成運動推進協議会

内 丸木政臣外五百名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

第四一八七号 昭和五十年四月二十五日受理

私立学校の振興助成に関する法律制定の促進に関する請願

請願者 東京都八王子市館町三七五ノ一

小島一雄外三百九十六名

紹介議員 内田 善利君

私立学校の振興と助成に関する法律案が、今通常国会に提出されようとしているが、とくに内容上次の事項の実現を要する。

一、私立学校の振興と助成に関する法律を超党派の合意のもとに成立させること。

二、助成は、国立学校の学生・生徒・園児一人当たりの標準教育経費の二分の一を基準とすること。

三、この助成目標を昭和五十年からの三箇年

計画で達成すること。

四、助成金の配分については、公正を期するた

め特別の中立的機関を設けること。

五、この法律は、あくまでも財政的援助を内容とするものとし、直接的にも私立学校の教育

内容の独自性を規制するような内容をもたしめないこと。

理由

教育を受ける権利を實質的に保障するために、国立と私立間の学校格差を是正し、私立の学生・

生徒・園児又はその父母の経済的負担を軽減することが絶対必要である。又、私立学校は、永年、

わが国の教育・学術・文化の発展に貢献し、その公共性は国立と異なるものではないのに、教育条件・教職員待遇・学費負担等につき、国立との格差は、年々拡大する一方であり、特に最近の激しいインフレ下では、教育の向上はおろか従来の水準維持すら困難になっている。それにもかかわ

らず、私立学校に対する公費助成は、はなはだ不十分であり、この乏しい助成すら年々の財政事情によつて左右されるという極めて不安定な状態にある。

第四一九〇号 昭和五十年四月二十五日受理

私立学校の振興助成に関する法律制定の促進に関する請願

請願者 東京都小平市小川町一ノ八三〇学

校法人白梅学園内 鈴木三男吉外

四百三十一名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第四一八七号と同じである。

第四一八八号 昭和五十年四月二十五日受理

司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化等に関する請願

請願者 福岡県筑後市大字長浜一、二八五

市立筑後小学校内 塚本藤男外四

十九名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第四一八九号 昭和五十年四月二十五日受理

司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化等に関する請願

請願者 兵庫県洲本市上物部二ノ八ノ五

立洲本高等学校内 西村洋一外八

名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第四一九四号 昭和五十年四月二十六日受理

司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市上ノ橋町七ノ五七

立盛岡第二高等学校内 吉田正巳

外十四名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

五月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、専修学校制度の成立に関する請願（第四一九六号）（第四一九七号）（第四二六〇号）（第四二六一号）（第四三三〇号）（第四四〇二号）

一、司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化等に関する請願（第四一九八号）

一、私立学校の振興助成に関する法律制定の促進に関する請願（第四三二六号）（第四三二九号）

第四一九六号 昭和五十年五月二日受理

専修学校制度の成立に関する請願

請願者 千葉県市原市平田一、一五七立野

ドレスメーカー女学院内 立野喜

め、学校教育法第五十条の基本条項を「置

かねばならない職員」として位置づけること。

3 現行五箇年配置計画を三箇年に短縮し、全校配置実現のための定数法改正を行うこと。

二、養護教諭の養成方策を速やかに確立し、養成期間の新・増設を行うこと。

1 各都道府県の国・公立大学に最低一箇所の四年制養成機関を設置すること。

2 国立養成所の充実改善を行い、入所者の大学編入ならびにその身分・待遇について優遇措置を図ること。

理由

昭和二十二年、学校教育法第二十八条に、学校を構成する教職員の一人として、子供の健康を守る専門職である養護教諭の配置が示されているが、今日に至るまでその充足は遅々として進んでおらず、子供一人の健康を守ることはおろか、養護教諭自身、健康を顧みず毎日の保健事務や行事に追われているという実態であり、いたずらに無資格者による「養護助教諭看導婦」等の配置を助長している現状である。

第四八六四号 昭和五十年五月十四日受理
養護教諭の全校配置等に関する請願(四通)

請願者 広島県佐伯郡廿日市町地御前八一

名 ○ノ二 山崎正文外四千七百七十五

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四八六三号と同じである。

第四八六五号 昭和五十年五月十四日受理
養護教諭の全校配置等に関する請願(五通)

請願者 新潟市曾川乙三九ノ六八 栗田よ

う子外八千二百十九名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第四八六三号と同じである。

第四九四九号 昭和五十年五月十五日受理
私立学校補助金の適正配分に関する請願

請願者 川崎市多摩区下麻生八六ノ九ノ

六〇五 高橋克尚外四百九十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

第四九五〇号 昭和五十年五月十五日受理
学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 高知市日ノ出町七ノ九 岡村好祐

外三千三百五十七名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第三八三九号と同じである。

第五〇一四号 昭和五十年五月十五日受理
私立学校の振興助成に関する法律制定の促進に関する請願

請願者 東京都小金井市緑町三ノ二ノ三

四 福井和彦外三百三十七名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第四一八七号と同じである。

第五〇二二号 昭和五十年五月十五日受理
過疎地域の私立高校に対する助成に関する請願(四通)

請願者 新潟市三和町七ノ八 伊藤要作外

二千六十九名

紹介議員 加藤 進君

過疎地域の私立高校に対し、次の助成措置を講ずるよう強く要請する。
一、父母負担の軽減を図るため、大幅な公費助成を実現すること。
二、過疎地域における高校、私学に対して重点的な助成を行うこと。

三、利子補給及び長期低利の融資を行うこと。

理由

子どもの学習権を保障し、教育の機会均等を果たして行くために、過疎地域の私学に対して特別助成を行い、真に国民の要求にこたえる私学を健全に発展させ、子どもの学習権と教育に専念できる条件を満たすことが現下緊急の問題である。

第五〇二三号 昭和五十年五月十五日受理
学校教育における珠算教育の強化に関する請願

請願者 京都市伏見区久我森の宮町二ノ一

六四全国珠算教育強化促進連合内

荒木勲外十名

紹介議員 久保田藤磨君

学校教育における珠算教育の強化を図るため、次の事項を速やかに実現されたい。
一、小学校では、算教科で珠算による四則計算が確実にできるようにすること。
二、中学校では、小学校での珠算教育の成果を発展させるために珠算教育を必修にすること。
三、高等学校では、より積極的に珠算の指導と教育を強化すること。

学校教育における珠算教育はまことに不十分な現状である。小学校では三年で加法と減法が指導されているがそれをも不十分であり、乗法・除法については、必要によつて指導してよいという程度で、実際には指導されている例は極めて少ない。中学校では、商業科(選択教科)として指導されるが、高校進学対策の影響ではほとんど履修されていない。数の理解と計算力の養成のために珠算教育は欠くことのできないものである。今日、教育の振興が最も重要なときに、ますます国民的教養として珠算教育が強化・実施されるべきであり、そのために小学校・中学校・高等学校の教育課程において一貫して珠算教育が行われることが重要である。

第五〇二五号 昭和五十年五月十五日受理
専修学校制度の成立に関する請願(六通)

請願者 茨城県日立市平和町一ノ一ノ六白

土ドレスメーカー女子学院内 白土

千枝子外三百四十九名

紹介議員 中村 登美君

この請願の趣旨は、第三六二号と同じである。

第五〇二六号 昭和五十年五月十五日受理
教育条件の整備等に関する請願

請願者 群馬県前橋市駒形町五九三ノ三〇

山田晴朗外七百六名

紹介議員 栗原 俊夫君

国の責任で教育条件を整備し、すべての子供達に行き届いた教育を保障するよう、次の事項の実現を図られたい。
一、小・中・高校の新増設・改築にあたり、用地費を含めて国が三分の二を負担すること。
二、学区制の改善と公立高校の増設、教職員定員増により、希望者全入と民主的な高校教育を確立すること。
三、私学に対する大幅な公費助成、私立高校生への授業料補助を行うこと。
四、障害児学校の新増設と教職員定員増により、障害児教育の充実を図ること。

理由
地方自治体は国全体の教育費の八十七パーセントを負担しているが、地方税の不足を補う国税からの地方交付税率は三十二パーセントに抑えられ、学校の建設に政府が正当な補助金を出さないため、自治体の超過負担は巨額になり、こうした地方財政の危機により民主的な教育の充実がゆきづまっている。

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第五〇二二号と同じである。

第五六一三三号 昭和五十年五月二十日受理
過疎地域の私立高校に対する助成に関する請願

請願者 新潟県柏崎市長浜町二ノ四二 小林政榮外四百八十五名
紹介議員 矢原 秀男君
この請願の趣旨は、第五〇二二号と同じである。

第五〇六一号 昭和五十年五月十六日受理
国立大学学費値上げ反対、私学への大幅公費助成等に関する請願

請願者 大阪市西区京町堀一ノ三四 上原辰巳外六百四十名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第五一一九号 昭和五十年五月十六日受理
国立大学学費値上げ反対、私学への大幅公費助成等に関する請願

請願者 札幌市東区北一八条東九丁目 門脇保身外八百五名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第五一一二二号 昭和五十年五月十六日受理
教育条件の整備等に関する請願(三十七通)

請願者 岡山市可知三ノ一ノ五三 黒住清孝外二千三百三十二名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第五〇二六号と同じである。

第五三七九号 昭和五十年五月十九日受理

教育条件の整備等に関する請願

請願者 岡山県倉敷市酒津一、六三四 青木すみ子外五百九十九名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第五〇二六号と同じである。

第五四五二二号 昭和五十年五月二十日受理
教育条件の整備等に関する請願

請願者 秋田市泉字上の町六四ノ一 斉藤正廣外千四百十二名
紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第五〇二六号と同じである。

第五四九八号 昭和五十年五月二十日受理
司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化等に関する請願

請願者 神戸市垂水区学が丘三ノ一ノ一市立多聞東中学校内 坂本浩蔵外六十四名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五六一四号 昭和五十年五月二十日受理
司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化等に関する請願

請願者 兵庫県佐用郡佐用町大島三五二 立佐用高等学校内 野村彦三
紹介議員 矢原 秀男君
この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五六一八号 昭和五十年五月二十日受理
司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化等に関する請願

請願者 静岡県沼津市東原榎田通七六ノ一市立今沢小学校内 藤野貞子外七

十九名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第五五一二二号 昭和五十年五月二十日受理
学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 高知県香美郡土佐山田町楠目 重光孝彦外四百九十九名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第三八三九号と同じである。

第五五一二二号 昭和五十年五月二十日受理
学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 高知県高岡郡佐川町永野 尾崎由美外四百九十九名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三八三九号と同じである。

第五五一三三号 昭和五十年五月二十日受理
学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 香川県大川郡白鳥町白鳥五四七ノ一 桑島まゆみ外四百九十九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第三八三九号と同じである。

第五五一四号 昭和五十年五月二十日受理
学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 高知県安芸郡安田町 山中陸雄外四百十四名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第三八三九号と同じである。

第五五一五号 昭和五十年五月二十日受理
学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 高知県土佐市高岡町甲一ノ六三ノ三 山崎信吉外四百九十九名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第三八三九号と同じである。

第五五一六号 昭和五十年五月二十日受理
学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 佐賀県唐津市山本 見瀬睦子外四百九十九名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第三八三九号と同じである。

第五五一七号 昭和五十年五月二十日受理
学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 高知県土佐市高岡町乙二、九四六 森沢長寿外四百九十九名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第三八三九号と同じである。

第五五一八号 昭和五十年五月二十日受理
学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 高知県安芸郡安田町 西山富之助外四百九十九名
紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第三八三九号と同じである。

第五五一九号 昭和五十年五月二十日受理
学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 高知県高岡郡日高村沖名四、〇八六 隅田宝造外四百九十九名
紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第三八三九号と同じである。

第五五二〇号 昭和五十年五月二十日受理

学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 高知県室戸市羽根町西の浜 佃千

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三八三九号と同じである。

第五五二二号 昭和五十年五月二十日受理

学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 高知県高岡郡日高村沖名八七八

三宮弘外四百九十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三八三九号と同じである。

第五五二二号 昭和五十年五月二十日受理

学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 高知県香川郡春野町芳原 広田米

夫外四百九十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三八三九号と同じである。

第五五二三号 昭和五十年五月二十日受理

学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 高知県高岡郡日高村下分六四七

門田信子外四百九十九名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第三八三九号と同じである。

第五五二四号 昭和五十年五月二十日受理

学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 高知県安芸郡安田町 服部滋次郎

外四百九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三八三九号と同じである。

第五五二五号 昭和五十年五月二十日受理

学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 高知県香美郡土佐山田町京田三八

六 土方章一外四百九十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三八三九号と同じである。

第五五二六号 昭和五十年五月二十日受理

学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 高知県土佐市高岡町丙五九七

村幸一外四百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三八三九号と同じである。

第五五二七号 昭和五十年五月二十日受理

学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 高知県香美郡夜須町国光 国光正

夫外四百九十九名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第三八三九号と同じである。

第五五二八号 昭和五十年五月二十日受理

学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 長崎県諫早市栄田町二五六一

佐藤仁外四百九十九名

紹介議員 安武 祥子君

この請願の趣旨は、第三八三九号と同じである。

第五五二九号 昭和五十年五月二十日受理

学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 高知県東城山町一九 西川泰雄外

四百九十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三八三九号と同じである。

第五五三〇号 昭和五十年五月二十日受理

学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 高知県土佐市高岡町乙一九 大野

直喜外四百九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第三八三九号と同じである。

第五六一一号 昭和五十年五月二十日受理

私立学校補助金の適正配分に関する請願

請願者 横浜市緑区榎が丘一五〇一 神津

和人外五百名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第三三三七号と同じである。

五月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。
「昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月十八日）」
一、文化財保護法の一部を改正する法律案（衆）
（予備審査のための付託は五月二十三日）
文化財保護法の一部を改正する法律案
文化財保護法の一部を改正する法律
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「民俗資料を民俗文化財に」第五十六条の十八を「第五十六条の二十一」に、「第八十四条を「第八十三条」に、「第五章の二 文化財保護審議会（第八十四条の二）第八十四条の五」を「第五章の二 伝統的建造物群保存地区（第八十三条の二）第八十三条の六」
三、文化財の保存技術の保護（第八十三条の七）第八十三条の十二に、「第二百五条」を「第二百五条の二」
四、文化財保護審議会（第八十四条）第八十四条の四に改める。

第二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「我が国」を「我が国」に、「及び考古資料」を「これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む」並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料」に改め、同項第二号中「我が国」を「我が国」に改め、同項第三号中「及びこれ」を「民俗芸術及びこれら」に、「我が国民」を「我が国民」に、「民俗資料」を「民俗文化財」に改め、同項第四号中「我が国」を「我が国」に、「橋りょう」を「橋梁」に改め、同項に次の一号を加える。
五 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
第二条第二項及び第三項中「第八十四条の三」を「第八十四条の二」に改める。
第四十一条第一項中「損害」を「損失」に、「政府」を「国」に改める。
第四十三条の見出し中「現状変更」を「現状変更等」に改め、同条第一項中「の現状を変更」を「に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を」に、「但し、その維持の措置をする場合」を「ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の輕微である場合」に改め、同条第三項中「変更」の下に「又は保存に影響を及ぼす行為」を加え、同条第四項中「変更」の下に「若しくは保存に影響を及ぼす行為」を加え、同条に次の二項を加える。
5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第四十五条第二項中「損害」を「損失」に、「政府」を「国」に改める。

第四十六条の次に次の一条を加える。

(管理団体による買取りの補助)

第四十六条の二 国は、管理団体である地方公共団体その他の法人が、その管理に係る重要文化財(建築物その他の土地の定着物及びこれと一体のものとして当該重要文化財に指定された土地に限る。)で、その保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、その買い取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

第五十一条第二項中「又は修理」を「修理又は買取り」に改める。

第五十二条の見出し中「損害」を「損失」に改め、同条第一項中「き損」を「損」に、「政府」を「国」に、「通常」を「その通常」に、「損害」を「損失」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五十五条第一項中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に、「当る」を「当たる」に改め、同項第一号中「の現状変更の」を「に現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき」に改め、同項第二号及び第三号中「き損」を「損」に改め、同条第三項中「損害」を「損失」に、「政府」を「国」に改める。

第五十六条の三第二項中「当つては」を「当たつては」に改め、「保持者」の下に「又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつてゐる団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)」を加え、同条第三項中「保持者」の下に「又は保持団体」を加え、「者に」を「もの(保持団体にあつては、その代表者)」に改め、同条第四項中「保持者」の下に「又は保持団体」を加え、「足りる者」を「足りるもの」に、「その者」を「そのもの」に改める。

第五十六条の四第二項中「場合」の下に、「保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合」を、「保持者」の下に「又は保持団体」を加え、同条第三項中「保持者」の下に「又は保持団体の代表者」を加え、同条第四項前段を次のように改める。

保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。))は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、重要無形文化財の指定は解除されたものとする。

第五十六条の五中「十日以内」を「二十日以内」に改め、同条に後段として次のように加える。

保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者)について、同様とする。

第五十六条の六第一項中「行い、又は」を「執ることができるとし、国は、」に、「若しくは」を「保持団体又は」に、「当る」を「当たる」に改める。

第五十六条の七第一項中「保持者」の下に「又は保持団体」を加え、同条第二項中「重要無形文化財の記録の所有者から」を「保持団体から」に改め、「又は重要無形文化財の記録」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 重要無形文化財の記録の所有者からその記録を国の補助を受けて公開したい旨の申出があつた場合において、文化庁長官がこれを承認したときは、国は、その公開に要する経費の一部を補助することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合に、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

第五十六条の八中「保持者」の下に「若しくは保持団体」を加え、「当る」を「当たる」に改める。

第五十六条の九第一項中「若しくは公開し、又は」を「又は公開することができるものとし、国は、」に、「公開若しくは」を「公開又は」に改める。

第三章の三の章名を「第三章の三 民俗文化財」に改める。

第五十六条の十の見出し中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財」に改め、同条第一項中「有形の民俗資料」を「有形の民俗文化財」に、「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に改め、同条第二項中「規定による」の下に「重要有形民俗文化財の」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定は、その旨を官報に告示してする。

第五十六条の十一の見出し中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財」に改め、同条第一項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財」に改め、同条第二項中「規定による」の下に「重要有形民俗文化財の」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を官報に告示してする。

第五十六条の十二(見出しを含む。)中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第五十六条の十三の前の見出し中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同条第一項中「重要民俗資料の現状を変更し」を「重要有形民俗文化財にその現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、」に、「現状を変更し」を、「現状を変更し、若しくは保存に影響を及ぼす行為をし、」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「の現状変更」を「の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為」に改める。

第五十六条の十四中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第五十六条の十五の前の見出し及び同条から第五十六条の十七(同条の見出しを含む。)まで中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第五十六条の十八を次のように改める。

(重要無形民俗文化財の保存)

第五十六条の十八 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の保存のために必要であると認めるときは、重要無形民俗文化財について自ら記録の作成その他の保存のため適当な措置を執ることができるとし、国は、地方公共団体その他の保存に当たつたことを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合に、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

第三章の三に次の三条を加える。

(重要無形民俗文化財の記録の公開)

第五十六条の十九 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 重要無形民俗文化財の記録の所有者からその記録を国の補助を受けて公開したい旨の申出があつた場合には、第五十六条の七第三項及び第四項の規定を準用する。

(重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第五十六条の二十 文化庁長官は、地方公共団体その他重要無形民俗文化財の保存に当たつたことを適当と認める者に対し、その保存のために必要な助言又は勧告をすることができる。

(重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第五十六条の二十一 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財には、第五十六条の九の規定を準用する。

第五十七条の前の見出し中「発掘」を「調査のための発掘」に改め、同条第一項中「土地を発掘して埋蔵物である文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について調査」を「土地に埋蔵されている

文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘し、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「必要な事項」の下に「及び報告書の提出」を加える。

第五十七条の二に見出しとして「土木工事等のための発掘に関する届出及び指示」を加え、同条第一項中「周知されている土地」の下に「（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

第五十七条の二の次に次の四条を加える。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）
第五十七条の三 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第五十七条の六において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求め、べき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前四項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの

規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第五十七条の四 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第五十七条の五 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第五十七条第一項の規定による調査に当つて発見した場所を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三箇月を超えないことができる。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一箇月以内になければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間

が、同項の期間と通算して六箇月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第五十七条の六 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第五十七条第一項又は第九十八条の二第一項の規定による調査に当たつて発見した場所を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求め、べき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護

上必要な勧告をすることができる。

5 前四項の場合には、第五十七条の三第五項の規定を準用する。

第五十八条第一項を次のように改める。
文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

第五十八条第二項中「自ら」を削り、「基く」を「基づく」に改め、同条第三項中「第三十九条」の下に「（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）」を加える。

第七十三条第一項中「損害」を「損失」に改める。

第八十条第一項中「但し」を「ただし」に、「措置をする」を「措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る」に改め、同条第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第八十条の二第一項中「但し、前条」を「ただし、第八十条」に改め、同条を第八十条の三とし、第八十条の次に次の一条を加える。

（関係行政庁による通知）
第八十条の二 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受なければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（同条第一項の規定によ

る許可の権限が都道府県教育委員会に委任されているときは、当該委任を受けた都道府県教育委員会に、その旨を通知するものとする。

第八十一条第二項中「損害」を「損失」に、「政府」を「国」に改め、同条第三項中「第五項」を「第七項」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(管理団体による買取りの補助)

第八十一条の二 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のために買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

第八十三条第二項中「損害」を「損失」に、「政府」を「国」に改める。

第八十四条を削り、第五章の二中第八十四条の二を第八十四条とする。

第八十四条の三 第一項第三号中「保持者」の下に「又は保持団体」を加え、同項第四号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財」に改め、同項に次の三号を加える。

七 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除

八 選定保存技術の選定及びその選定の解除

九 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除

第八十四条の三 第二項第三号中「現状変更」を「現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為」に改め、同項第五号中「重要文化財」を「国による重要文化財」に改め、同項第七号及び第八号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同項第九号中「無形の民俗文化財」を「重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二 遺跡の現状変更となる行為についての

停止命令又は禁止命令の期間の延長

第八十四条の三 第二項第十三号中「現状変更等」を「現状変更又は保存に影響を及ぼす行為」に改め、同項第十五号中「現状変更等」を「現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為」に改め、同項第十六号中「現状変更」及び「現状変更等」を「現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為」に改め、同条を第八十四条の二とし、第八十四条の四及び第八十四条の五を順次一条ずつ繰り上げる。

第五章の二 伝統的建造物群保存地区
(伝統的建造物群保存地区)

第八十三条の二 この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第一項又は第二項の定めるところにより市町村が定める地区をいう。

(伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護)

第八十三条の三 市町村は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条の規定により指定された都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。

この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のために必要な措置を定めるものとする。

2 市町村は、前項の都市計画区域以外の区域においては、条例の定めるところにより、伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 都道府県知事は、第一項の伝統的建造物群保存地区に関する都市計画についての都市計画法による承認に当たっては、あらかじめ、当該都道府県教育委員会の意見を聴かなければならない。

4 市町村は、伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定若しくはその取消し又は条例の制定若しくはその改廃を行った場合は、文化庁長官

に対し、その旨を報告しなければならない。

5 文化庁長官又は都道府県教育委員会は、市町村に対し、伝統的建造物群保存地区の保存に關し、必要な指導又は助言をすることができる。

(重要伝統的建造物群保存地区の選定)

第八十三条の四 文部大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとつてその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる。

2 前項の規定による選定は、その旨を官報で告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知してする。

(選定の解除)

第八十三条の五 文部大臣は、重要伝統的建造物群保存地区がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(管理等に関する補助)

第八十三条の六 国は、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

第五章の三 文化財の保存技術の保護
(選定保存技術の選定等)

第八十三条の七 文部大臣は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することができる。

2 文部大臣は、前項の規定による選定をするに当たっては、選定保存技術の保持者又は保存団体(選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。を認定しなければならない。

3 一の選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第一項の規定による選定及び前二項の規定による認定には、第五十六条の三第三項から第五項までの規定を準用する。

(選定等の解除)

第八十三条の八 文部大臣は、選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 文部大臣は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 前二項の場合には、第五十六条の四第三項の規定を準用する。

4 前条第二項の認定が保持者のみにしてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみにしてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡しかつ保存団体のすべてが解散したときは、選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

この場合には、文部大臣は、その旨を官報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第八十三条の九 保持者及び保存団体には、第五十六条の五の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

(選定保存技術の保存)

第八十三条の十 文化庁長官は、選定保存技術の保存のために必要があると認めるときは、選定保存技術について自ら記録を作成し、又は伝承者

の養成その他選定保存技術の保存のために必要と認められるものについて適当な措置を執るることができる。

(選定保存技術の記録の公開)

第八十三条の十一 選定保存技術の記録の所有者には、第五十六条の十九の規定を準用する。

(選定保存技術の保存に関する援助)

第八十三条の十二 国は、選定保存技術の保持者若しくは保存団体又は地方公共団体その他その保存に当たつたことを適当と認める者に對し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることが出来る。

第八十五条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同項第四号中「第五十六条の七第二項」の下に「及び第五十六条の十六」を、「第五十一条の二」の下に「(第五十六条の十六で準用する場合を含む。)」を加え、同項第八号中「第八十条第五項」を「第八十条第七項」に改め、同項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第五十七条の五第二項の規定による同項の調査のための停止命令若しくは禁止命令又は同条第五項の規定によるこれらの命令の期間の延長

第八十五条の三第一項第一号中「現状変更等」を「現状変更又は保存に影響を及ぼす行為」に改める。

第八十七条中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、「昭和二十三年法律第七十三号」を削り、「但し」を「ただし」に改め、「同法第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。」を削る。

第八十七条の二中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「所管換又は所屬替」を「所管換え又は所屬替え」に改める。

第八十八条第一項中「民俗資料」を「有形の民俗文化財」に、「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同条第二項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第八十九条中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第九十条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同項第二号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「所管換」を「所管換え」に、「所屬替」を「所屬替え」に改め、同項第三号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「き損」を「き損」に改め、同項第四号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同項第六号中「重要民俗資料の現状を変更し」を「重要有形民俗文化財の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし」に改め、同項第八号を削り、同条第二項中「第三十三条並びに同項」を「第三十三条並びに同条」に、「第八十条の二」を「第八十条の三」に改め、「前項第八号の場合に係る通知には、第八十四条第一項の規定を」を削り、同条第三項中「第六号又は第八号」を「又は第六号」に改める。

第九十一条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第九十二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同項第二号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「き損」を「き損」に改め、同項第四号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第九十四条中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「当り」を「当たり」に、「当る」を「当たる」に改める。

第九十五条第一項及び第五項並びに第九十五条の三第一項及び第三項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第九十五条の三の次に次の一条を加える。

第九十五条の四 第九十五条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡・勝跡・天然記念物でその指定に係る土

地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

2 国有財産法第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第九十六条中「自ら」を削り、「但し」を「ただし」に改める。

第九十八条第二項中「重要民俗資料、重要無形文化財」を「重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第九十八条の二 地方公共団体は、文化庁長官が第五十八条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵する土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、教育委員会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、関係各省各庁の長その他の国の機関と協議しなければならない。

3 地方公共団体は、第一項の発掘に関し、事業若しくは協力を求めることができる。

4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

5 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

第九十八条の三 都道府県の教育委員会が前条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合においては、第五十九条及び第六十二条の規定を準用する。この場合において、第六十二条中「第五十九条第一項又は前条第二項」とあるのは、「第九十八条の三第一項において準用する第五十九条第一項」と読み替へるものとする。

2 前項の場合に係る第六十三条の規定の適用に

ついては、同条第一項中「第五十九条第一項又は第六十一条第二項」とあるのは、「第九十八条の三第一項において準用する第五十九条第一項」とする。

(地方債についての配慮)
第九十八条の四 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

第九十九条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「第五十六条の六第二項」を「第四十六条の二第二項、第五十六条の六第二項、第五十六条の七第四項(第五十六条の十九第二項(第八十三条の十一で準用する場合を含む。))で準用する場合を含む。」に、「第五十六条の十八」を「第五十六条の二十一」に、「第七十三条の二」を「第五十六条の十八第二項、第七十三条の二」に改め、「第七十五条」の下に、「第八十一条の二第二項」を加え、同項第三号中「取消」を「取消し」に改め、同項第三号中「第五十六条の七第二項」の下に「及び第五十六条の十六」を加え、同項第四号中「取消」を「取消し」に改める。

第一百条及び第一百零二条第一項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第六章第三節中第一百零四条の三及び第一百五条を次のように改める。

(都道府県文化財保護審議会)
第一百五條 都道府県の教育委員会に、条例の定めるところにより、都道府県文化財保護審議会を置くことができる。

2 都道府県文化財保護審議会は、当該都道府県の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して当該都道府県の教育委員会に建議する。

3 都道府県文化財保護審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、条例で定める。

2 都道府県文化財保護審議会は、当該都道府県の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して当該都道府県の教育委員会に建議する。

3 都道府県文化財保護審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、条例で定める。

(文化財保護指導委員)

第百五條の二 都道府県の教育委員会に、文化財保護指導委員を置くことができる。

2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をすることと、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。

3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

第百六條中「禁」を「禁錮」に、「十万円」を「五十万円」に改める。

第百七條第一項中「禁」を「禁錮」に、「禁」を「禁錮」に、「三万円」を「二十万円」に改め、「若しくは科料」を削り、同条第二項中「禁」を「禁錮」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第百七條の二第一項中「禁」を「禁錮」に、「禁」を「禁錮」に、「三万円」を「二十万円」に改め、「若しくは科料」を削り、同条第二項中「禁」を「禁錮」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第百七條の三 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三條又は第八十條の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第五十七條の五第二項の規定に違反して、文化庁長官の現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

者

第百七條の四 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三十九條第三項(第百一条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第五十八條第三項(第百一条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第三十九條第三項で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第七十八條第二項(第百一条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第三十九條第三項で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第百八條中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「禁」を「禁錮」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第百九條中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同条第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削る。

第百十條中「左の」を「次の」に、「一万円」を「五万円」に改め、同条第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「売渡」を「売渡し」に、「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同条を同条第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

三 第四十八條第四項(第五十一條第三項(第五十六條の十六で準用する場合を含む。)及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。)の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一條第五項(同条第七項(第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。)、第五十一條の二(第五十六條の十六で準用する場合を含む。)、第五十

六條の十五第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。)の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

第百十條中第五号を削り、第六号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 第五十四條(第五十六條の十七及び第九十五條第五項で準用する場合を含む。)、第五十五條、第八十二條(第九十五條第五項で準用する場合を含む。又は第八十三條の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第五十七條第二項の規定に違反して、文化庁長官又はその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

第百十一條中「左の」を「次の」に、「五万円」を「三万円」に改め、同条第一号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同条第二号中「第五十六條の十二、第七十五條」を「第五十六條の十二、第七十三條の二、第七十五條」に、「第五十七條第一項、第七十二條第二項」を「第五十七條第一項、第五十七條の五第一項、第七十二條第二項(第七十五條及び)」、第八十條の二第一項又は第八十四條第一項」を「又は第八十條の三第一項」に改め、同条第四号から第七号までを削る。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。
(遺跡発見の場合の停止命令等の特例)
2 この法律の施行の日から起算して五年間は、この法律による改正後の文化財保護法以下「新法」という。第五十七條の五の規定の適用については、同条第二項ただし書中「三箇月」とあるのは「六箇月」と、同条第五項ただし書中「六箇月」とあるのは「九箇月」とする。この場合において、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日以前に執つた同条第二項に規定する措置については、同日以後も、なお、同日前の同条の例によるものとする。
(経過措置)

3 文部大臣は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法(以下「旧法」という)第五十六條の三第一項の規定により指定されている重要無形文化財のうち、旧法第五十六條の三第二項の規定による保持者の認定に代えて新法第五十六條の三第二項の保持団体の認定をする必要があると認められるものについては、この法律の施行後一年以内に、旧法第五十六條の三第二項の規定によつてしたすべての保持者の認定を解除するとともに、新法第五十六條の三第二項の規定により保持団体の認定をしなければならぬ。この場合においては、新法第五十六條の三第三項及び第五十六條の四第三項の規定を準用する。

4 この法律の施行の際現に旧法第五十六條の十第一項の規定により指定されている重要民俗資料は、新法の規定の適用については、新法第五十六條の十第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財とみなす。この場合において、旧法第五十六條の十第二項において準用する旧法第二十八條第三項の規定により交付された重要民俗資料の指定書は、新法第五十六條の十第二項において準用する新法第二十八條第三項の規定により交付された重要有形民俗文化財の指定書とみなす。

5 この法律の施行前に旧法第五十七條の二第一項の規定によりした届出に係る発掘については、新法第五十七條の二及び第五十七條の三の規定にかかわらず、旧法第五十七條の二の規定の例による。

6 この法律の施行前に新法第五十七條の三第一項に規定する事業計画を策定した同項に規定す

る国の機関等(当該事業計画の実施につき旧法第五十七条の二第一項の規定による届出をしたものを除く。)に対する新法第五十七条の三の規定の適用については、同条第一項中「当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

7 この法律の施行前に旧法第八十四条第一項の規定によりした届出に係る遺跡と認められるものについては、新法第五十七条の五(旧法第八十七条に規定する各省各庁の長に該当しない新法第五十七条の三第一項に規定する国の機関等にあつては、新法第五十七条の六)の規定にかかわらず、旧法第八十四条の規定は、なお、その効力を有する。

8 この法律の施行前に旧法第八十七条に規定する各省各庁の長が旧法第九十条第一項第八号の規定によりした通知に係る遺跡と認められるものについては、新法第五十七条の六の規定にかかわらず、旧法第九十条第一項第八号の通知に係る旧法第九十条第三項の規定は、なお、その効力を有する。

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

10 前七項に規定するものは、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(関係法律の一部改正)

11 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二号中「文化財の指定」を「文化財等の指定等」に改める。

12 屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「又は風致地区」を「風致地区又は伝統的建造物群保存地区」に改め、同項第二号中「地域及び」を「地域」に改め、「仮指定された地域」の下に「及び同法第八十三条の三第二項に規定する条例の規定により市町村が

定める地域」を加え、同項第六号中「ものの外」を「もののほか」に改める。

13 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第八十五条の次に次の一条を加える。

(伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和)

第八十五条の二 文化財保護法第八十三条の三第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内においては、市町村は、同条第一項後段(同条第二項後段において準用する場合を含む。)の条例において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため必要と認める場合においては、建設大臣の承認を得て、

条例で、第二十一条から第二十五条まで、第二十八条、第四十三条、第四十四条、第五十二条、第五十三条、第五十五条、第五十六条及び第六十一条から第六十四条までの規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。

14 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第八号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

15 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項に次の一号を加える。

十四 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号)第八十三条の三第一項の規定による伝統的建造物群保存地区

第十三条第三項中「第十三号」を「第十四号」に改める。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、昭和五十年度において約四十七億円の見込みである。

昭和五十年六月六日印刷

昭和五十年六月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W